

諮問番号：令和2年度諮問第4号

答申番号：令和2年度答申第7号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求は，理由がないため行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却すべきである，との審査庁の意見は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は，令和元年6月30日までを有効期間とする神戸市重度障害者医療費助成に関する条例（昭和48年4月条例第7号。以下「条例」という。）第4条第2項括弧書に規定する高齢重度障害者医療費受給者証（以下「本件受給者証」という。）の交付を受けていた。
- 2 処分庁は，令和元年5月，本件受給者証の資格の認定の更新に係る事務において，同一住所地に審査請求人と同居する審査請求人の長男（以下「長男」という。）がいることを把握した。
- 3 処分庁は，令和元年5月24日，審査請求人に生活状況の確認を行った結果，二世帯住宅や別居状態ではなく，水道光熱費等の支払いも同じであるとのことであったため，長男が令和元年度から条例第2条第4号ウに規定する主として生計を維持する者（以下「主たる生計維持者」という。）に該当するとして所得調査の対象とした。
- 4 処分庁は，令和元年6月17日，所得調査対象者（本人，扶養義務者等）の平成31年度の判定用市民税所得割額が23万5,000円以上であるとして，条例第2条第4号ウ及び第4条第4号本文の規定に基づき，同日付け神戸市第[]号高齢重度障害者医療費助成資格喪失通知書により，高齢

重度障害者医療費助成資格喪失処分（以下「本件処分」という。）をした。

5 審査請求人は、令和元年9月12日、本件処分の取消しを求めて審査請求をした。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

長男と同居はしているが、仕事の都合及び親子関係の過去からの経緯により近所に住む審査請求人の長女（以下「長女」という。）が精神的扶養及び介護を負担しているため、長男とは世帯分離もし、家計は審査請求人が自己負担している。

2 審査庁

本件審査請求は理由がないため、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、理由がないため行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 本件処分は、長男の所得が23万5,000円以上であることを理由として行われたものであることから、本件の争点は、審査請求人と同居している長男が主たる生計維持者に該当するかである。

(2) 審査請求書によれば、審査請求人には扶養義務者となる長女が存在しているが、長女は精神的扶養及び介護を負担しているにとどまるとされていて、経済的負担を行っていることにはならないし、その記載の趣旨からすれば、長女及び長男の他に主たる生計維持者に該当し得る者が存在することは認められないため、審査請求者と同居している

長男は「主として」の要件を満たしていると認められる。

- (3) 長男が「対象者の生計を維持する者」に該当するかについては、同居者間での家計の負担状況を外部から確認することは困難であることを踏まえると、対象者と同一の住居で居住しており、家計が分離されていることを示す事情が認められない場合には、対象者と生計を一にしており、「対象者の生計を維持する者」に該当すると考えることが相当である。

審査請求人と長男は同一の住居で居住しており、当該住居は二世帯住宅ではなく、玄関や台所は分かれていない。当該家屋の水道光熱費の負担は分離されていないし、その他に兩名の家計が分離されていることを示す事情は認められないことからすると、審査請求人と長男は生計を一にしており、長男は審査請求人の「生計を維持する者」に該当すると認めることができる。

- (4) 以上からすると、長男は審査請求人の主たる生計維持者に該当すると認められるため、長男の所得の状況に基づいて本件処分を行ったことが違法又は不当であるとは認められない。

- (5) なお、審査請求人は、処分庁の審査請求人に対する事実確認の方法に不満を述べているが、処分庁が審査請求人に対して電話で事実確認を行ったことが事実確認の方法として不当であるとはいえないし、電話で聴取した内容も本件審査請求において審査請求人が認めている事実と同一であるため、処分庁が電話で問い合わせを行ったことによって審査請求人が不利益な扱いを受けたことにはならず、処分庁の事実確認の方法を理由として本件処分が違法又は不当となるものではない。

第5 調査審議の経過

令和2年6月26日 第1回審議

令和2年7月31日 第2回審議

令和2年8月28日 第3回審議

第6 審査会の判断

- 1 本件処分は、長男の所得が23万5,000円以上であることを理由として行われたものであることから、本件の争点は、審査請求人と同居している長男が主たる生計維持者に該当するかである。
- 2 長男が「対象者の生計を維持する者」に該当するかについては、同居者間での家計の負担状況を外部から確認することは困難であることを踏まえると、対象者と同一の住居で居住しており、家計が分離されていることを示す事情が認められない場合には、対象者と生計を一にしており、「対象者の生計を維持する者」に該当すると考えることが相当である。
審査請求人と長男は同一の住居で居住しており、当該住居は二世帯住宅ではなく、玄関や台所は分かれていない。当該家屋の水道光熱費の負担は分離されていないし、その他に両名の家計が分離されていることを示す事情は認められないことからすると、審査請求人と長男は生計を一にしており、長男は審査請求人の「生計を維持する者」に該当すると認めることができる。
- 3 また、審査請求書によれば、審査請求人には扶養義務者となる長女が存在しているが、長女は精神的扶養及び介護を負担しているにとどまるとされていて、経済的負担を行っていることにはならないし、その記載の趣旨からすれば、長女及び長男の他に主たる生計維持者に該当し得る者が存在することは認められないため、審査請求者と同居している長男は「主として」の要件を満たしていると認められる。
- 4 以上からすると、長男は審査請求人の主たる生計維持者に該当すると認められる。
- 5 なお、審査請求人は、処分庁の審査請求人に対する事実確認の方法に不満を述べているが、処分庁が審査請求人に対して電話で事実確認を行ったことが事実確認の方法として不当であるとはいえないし、電話で聴

取した内容も本件審査請求において審査請求人が認めている事実と同一であるため、処分庁が電話で問い合わせを行ったことによって審査請求人が不利益な扱いを受けたことにはならず、処分庁の事実確認の方法を理由として本件処分が違法又は不当となるものではない。

6 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

7 結論

よって、本件処分は違法又は不当であるとはいえないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

神戸市行政不服審査会

会 長 水 谷 恭 子

委 員 興 津 征 雄

委 員 大 原 雅 之

委 員 西 上 治